

23生福第2089号

平成23年 8月30日

各指定居宅介護支援事業所管理者 様

福島県介護保険室長

(公 印 省 略)

「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について」の
一部改正について(通知)

このことについては、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日付け厚告20号)に基づき、本県においては「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について」(平成18年7月25日付け18生福第3084号)により取り扱いをお示ししているところですが、東日本大震災の発生に伴って下記のとおり改正を行い、平成23年度前期判定分から適用することといたしましたのでお知らせします。

なお、東日本大震災にかかる特定事業所集中減算の取り扱いについては、「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」(平成23年3月22日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡)も併せてご参照ください。

記

1 改正の内容

「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について」(平成18年7月25日付け18生福第3084号)別紙1「特定事業所集中減算の取り扱いについて」4の正当な理由の範囲の に該当する場合を追加する。

(理由の追加)

東日本大震災(長野県北部を震源とする地震も含む。以下「震災」という。)の発生に伴い、震災避難者の受け入れにより、特定の事業所に集中したと認められる場合であって、かつ、震災避難者について位置づけた居宅サービス計画を除外して計算すると、90%以下となる場合。

(事務担当 介護保険室 主事 紺野 電話 024-521-7745)